

令和8年度 第1回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
1	①食料品の物価高騰に対する特別加算	食材費等高騰緊急対策事業 (公立保育所)	①物価高騰により保育所(園)等で提供される給食費の値上がり感が懸念される。保護者の経済的負担を抑え、これまでどおりの栄養バランスや量を保った給食の実施を確保するため、給食費の高騰分を支援することにより、子育て世帯支援を行う。(公立分) ②公立保育所(園)給食費(食材費等高騰分) ③ 0～2歳児:160人×900円×12か月=1,728,000円 3～5歳児:360人×400円×12か月=1,728,000円 ④公立保育所の園児の保護者(教職員等は除く)	R8.4	R9.3
2	①食料品の物価高騰に対する特別加算	食材費等高騰緊急対策事業 (私立保育園・幼稚園等)	①物価高騰により保育所(園)等で提供される給食費の値上がり感が懸念される。保護者の経済的負担や保育所(園)等運営への影響を軽減し、これまでどおりの栄養バランスや量を保った給食が実施されるよう、私立保育園等における給食費増加分を補助する。 ②私立保育園所(園)・幼稚園給食費(食材費等高騰分) ③ ・私立保育園等 0～2歳児:900円×930人×12か月=10,044,000円 ・私立保育園等 3～5歳児:400円×1,630人×12か月=7,824,000円 ・未移行幼稚園:400円×540人×11か月=2,376,000円 ・新制度移行幼稚園:400円×500人×12か月=2,400,000円 ④私立保育園・幼稚園等の園児の保護者(教職員等は除く)	R8.4	R9.3
3	①食料品の物価高騰に対する特別加算	食材費等高騰緊急対策事業 (桑名地区幼稚園・小学校・中学校)	①栄養価を確保した給食提供及び、給食費の高騰分を支援することにより保護者負担の軽減。 令和8年4月以降を対象とした公立小学校の給食費負担軽減事業については、給食費負担軽減交付金による支援を踏まえ、国/都道府県からの基準額に基づく支援額を超える部分に対して重点支援地方交付金を充当。 ②幼稚園・中学校の物価高騰分及び小学校の給食費無償化 ③桑名地区(幼稚園)600円/月×115人×11か月=759,000円 (小学校1・2・3年)750円/月×2,556人×11か月=21,087,000円 (小学校4・5・6年)900円/月×2,882人×11か月=28,531,800円 (中学校)45円/日×1,791食×185回=14,910,075円 ④公立幼稚園・小学校・中学校の保護者(教職員等は除く)	R8.4	R9.3
4	①食料品の物価高騰に対する特別加算	食材費等高騰緊急対策事業 (多度地区小学校・中学校)	①栄養価を確保した給食提供及び、給食費の高騰分を支援することにより保護者負担の軽減。 令和8年4月以降を対象とした公立小学校の給食費負担軽減事業については、給食費負担軽減交付金による支援を踏まえ、国/都道府県からの基準額に基づく支援額を超える部分に対して重点支援地方交付金を充当。 ②義務教育学校後期課程の物価高騰分及び前期課程の給食費無償化 ③多度学園(前期課程1・2・3年)750円/月×218人×11か月=1,798,500円 (前期課程4・5・6年)900円/月×248人×11か月=2,455,200円 (後期課程7・8年)650円/月×217人×11か月=1,551,550円 (後期課程9年)650円/月×106人×10.5か月=723,450円 ④義務教育学校の保護者(教職員等は除く)	R8.4	R9.3
5	①食料品の物価高騰に対する特別加算	食材費等高騰緊急対策事業 (長島地区幼稚園・小学校・中学校)	①栄養価を確保した給食提供及び、給食費の高騰分を支援することにより保護者負担の軽減。 令和8年4月以降を対象とした公立小学校の給食費負担軽減事業については、給食費負担軽減交付金による支援を踏まえ、国/都道府県からの基準額に基づく支援額を超える部分に対して重点支援地方交付金を充当。 ②幼稚園・中学校の物価高騰分及び小学校の給食費無償化 ③長島地区(幼稚園)400円/月×15人×11か月=66,000円 (小学校1・2・3年)550円/月×228人×11か月=1,379,400円 (小学校4・5・6年)700円/月×304人×11か月=2,340,800円 (中学校1・2年)450円/月×237人×11か月=1,173,150円 (中学校1・2・3年)450円/月×125人×10.5か月=590,625円 ④公立幼稚園・小学校・中学校の保護者(教職員等は除く)	R8.4	R9.3

令和8年度 第1回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
6	①食料品の物価高騰に対する特別加算	物価高騰対応「実感」手元に現金5000円お届け事業	①食料品をはじめとした、市民生活の様々なところに物価高騰の影響が及んでいることから、19歳以上の市民を対象に一人あたり5000円を支給し、市民生活を支援する(基準日:令和8年3月1日) ②給付金 580,000千円、事務費 郵送料 28,684千円、コールセンター等 44,900千円、その他事務費 60,929千円 ③給付金 5千円×116,000人=580,000千円 ④19歳以上の全市民 116,000人	R8.4	R8.11
7	⑨中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援	大型・先端設備等導入支援物価高騰対応補助金事業	①「エネルギー価格」や「原材料費」の高騰に伴い、地域経済に多大な影響が出ている中においても、前向きな設備投資を行う市内企業者を支援する。 ②補助金9,000万円、事務費600万円 ③補助対象経費×20%以内(補助限度額500万円) 500万円×18件 ④市内事業者 市内事業所に導入されるもの	R8.4	R9.3
8	⑨中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援	生産性向上物価高騰対応補助金事業	①「エネルギー価格高騰」や「人手不足」等の課題に直面する、市内事業者の持続的な経営を支援するため、「生産性向上」や「ウェルビーイング促進」に資する設備投資費用の一部を補助する。 ②補助金5,000万円、事務費400万円 ③補助対象経費×1/2以内(補助限度額40万円、下限20万円) 40万円×125件 ④市内に本社のある事業者	R8.4	R9.3
9	⑩地域公共交通・物流や地域観光業等に対する支援	観光産業支援物価高騰対応補助金事業	①物価高騰の影響を受けている観光関連事業者の支援。地域産業の活性化。観光需要の喚起。受入環境の改善等。 ②観光客対応に直接必要な備品購入費。資材高騰への対応費。受入環境改善に要する経費。地域物産の活性化に資する市内イベント事業費等 ③補助対象経費×1/2以内。補助限度額30万円×150件程度 ④市内に事業所を有する事業者。観光関連事業を営む者	R8.4	R9.2
10	⑪推奨事業メニュー例よりも更に効果があると判断する地方単独事業	公共施設等物価高騰対策支援事業	①物価高騰による電気料金の高騰により、市民が利用する公共施設の経費が圧迫されているため、各施設に対し電気料金の物価高騰分の一部を補填する。 ②各施設の電気料金 ③電気料金 281,464千円(市民会館19,471千円、パブリックセンター 1,996千円、図書館 9,400千円、斎場及び霊園 27,470千円、保育所 18,099千円、幼稚園 1,055千円、小学校128,573千円、中学校52,746千円、PFI施設22,654千円)のうち115,399千円に交付金を充当 ④直接住民の用に供する施設	R8.4	R9.3